平成２７年（フ）第１５８号
長崎県佐世保市有福町4155番地24号
破産者　有限会社グレエンセット
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１１６２号
千葉市若葉区小倉台３丁目25番１号
破産者　日新緑化株式会社
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１６３号
栃木県那須塩原市埼玉８番地158
破産者　保坂　眞治
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９７号
千葉市稲毛区千草台２丁目２番８棟102号、住民票上の住所千葉市中央区神明町14番地６
破産者　渡井　宣彦
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２２号
千葉県市原市辰巳台西３丁目７番地２　三井造船西アパート５棟521号
破産者　佐伯　裕之
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１号
長野市大字鶴賀権堂町1449番地
破産者　有限会社中央映画劇場
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１４４号
沖縄県沖縄市字古謝200番地７
破産者　株式会社大真建設
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第１１９号
埼玉県深谷市普済寺1312番地
破産者　有限会社森田屋
1　決定年月日　平成28年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第９５号
川崎市宮前区水沢３丁目４番５号
破産者　株式会社富嵩
1　決定年月日　平成28年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１８７５号
愛知県小牧市大字下末字四反田414番地９
破産者　株式会社弥生化成
1　決定年月日　平成28年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４１１号
兵庫県姫路市土山７丁目９番地９
破産者　株式会社アイ・システム
1　決定年月日　平成28年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１９号
兵庫県加古川市平岡町山之上684―134
破産者　有限会社雄美
1　決定年月日　平成28年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１７号
松江市浜乃木６丁目４番57―206号　マンション乃木
破産者　竹下　諒好
1　決定年月日　平成28年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８号
広島市中区新天地１番26号三村ビル４Ｆ
破産者　株式会社104ＴＯＳＨＩ
1　決定年月日　平成28年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６０号
静岡県駿東郡長泉町下土狩1232番地の１
破産者　株式会社智行
1　決定年月日　平成28年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第５４７号
静岡県浜松市西区馬郡町2161番地
破産者　有限会社カネ国淡水
1　決定年月日　平成28年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３８号
大分市新川町１丁目４番２号
破産者　光優株式会社
1　決定年月日　平成28年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結

平成２７年（フ）第１１４１号
千葉県船橋市二宮２丁目33番15号　メゾンふたみ201号
破産者　吉部　俊一
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９７号
千葉県銚子市黒生町6853番地
破産者　株式会社タツミフーズ
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第４２号
長野市篠ノ井塩崎6677番地
破産者　株式会社ヤマタケ竹村商店
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１０７号
徳島県阿波市吉野町五条字北原545番地１
破産者　有限会社藍青
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
徳島地方裁判所民事部